係政令の整備等に関する政令をここに公布する。 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

## 御 名

令和三年九月十日

内閣総理大臣 菅

2

3

官

う関係政令の整備等に関する政令 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴

基づき、並びに国民健康保険法を実施するため、この政令を制定する。 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条第四項の規定に 法律第二百二十六号)第七百三条の五第二項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 十二条の三の二、第八十一条並びに第八十一条の二第一項各号及び第四項、地方税法(昭和二十五年 三年法律第六十六号)の施行に伴い、並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第七 閣は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和

(国民健康保険法施行令の一部改正)

4、同条第三項第一号ロ②及び同条第四項第一号ロ②中「第七十二条の三第一項」の下に、同号イ4中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、 第二十九条の七第二項第一号イ③中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改 七十二条の三の二第一項」を加え、同条第五項に次の二号を加える。 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。 「 及び 号

た被保険者均等割額(前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとし 以後の最初の三月三十一日以前である被保険者につき第二項及び第三項の規定に基づき算定し は、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額(当該世帯に属する六歳に達する日 た場合にあつては、 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合において その減額後の被保険者均等割額)に限る。 次号において同じ。)を減額する

等割額に十分の五を乗じて得た額であること。 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正

次のように改正する。 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和三十四年政令第四十一号) の一部を

号まで」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改め、 第四条の三第一項第一号中「第二十九条の七第五項」を 「第七百三条の五第一項に」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改める。 「第二十九条の七第五項第一号から第五 同項第二号中 「第七百三条の五に」

を

第四条の五を第四条の六とし、第四条の四を第四条の五とし、 第四条の三の次に次の一条を加え

第四条の四 省令で定めるところにより、 地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とす 法第七十二条の三の二第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、 法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる 厚生労働

- 分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した 者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度 第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項及び第三項の規定に基づき算定される被保険 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項
- 定)に繰り入れるものとする。 会計(同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入れは、 額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度分の法第 条の五第二項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割 七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額) 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七百三 当該市町村の国民健康保険に関する特別
- が行われた年度において行うものとする。 法第七十二条の三の二第二項及び第三項の規定による負担は、 同条第一項の規定による繰入れ

第三号」を「第八十一条の二第十項第三号」に改め、同項第二号中「第八十一条の二第九項第二号」 同条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第一号中「第八十一条の二第九項 第十四条第一項中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改め、

法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金の額

を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

ハ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改める。 第十五条第三項第一号ロ中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」 に改め、

第十七条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、 第十六条第三号中「第八十一条の二第九項第四号」を「第八十一条の二第十項第四号」に改める。 同項に次の一号を加える。

法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金の額

同条第一項中「同条第九項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第八十一条の二第九項第五号」を 「第八十一条の二第十項第五号」に改める。 第十八条の見出しを「(法第八十一条の二第二項の規定による財政安定化基金の取崩し)」に改め、

第十九条第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める

ź

第二十一条の次に次の一条を加える。

- 第 の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、次に掲げる場合に限り行うことができ二十一条の二 法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県(法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し等) るものとする。
- らみて当該繰入れが必要な場合として厚生労働省令で定める場合項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の医療に要する費用、 5において「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の医療に要する費用、財政の状況等か前号に掲げる場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(次 当民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合、当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たり
- 保険に関する特別会計に繰り入れる事業をいう。次項において同じ。)に係る会計を法第八十一条剰余金を財政安定化基金に積み立て、前項各号に掲げる場合に取り崩し当該都道府県の国民健康 ため、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計における毎年度の歳入歳出の決算上生じた都道府県は、財政調整事業(都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る
- 3 る次に掲げる額の合算額の範囲内の額とする。 法第八十一条の二第四項の規定により都道府県が取り崩すことができる額は、当該年度におの二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。保険に関する特別会計に繰り入れる事業をいう。次項において同じ。)に係る会計を法第八十一 当該年度におけ
- 当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政調整事業に係る財政安定化基金の残高

め中 「第八十一条の二第七項」を「第八十一条の二第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改第二十二条第三項中「第八十一条の二第六項」を「第八十一条の二第七項」に改め、同条第四項定化基金に繰り入れる額(法第八十一条の二第七項及び前条の規定による繰入金の額を除く。)上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安上生じた利余金のうち、当該都道府県の財政部道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安二、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算二、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算二、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算二、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算二、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算

を 「規定する減額した額」項第一号の項中「次号」 附則第四 一項中「、 に改め、 を「次号及び次条第一項各号」に、「同号」 第 [条の 同表第四条の三第一項第二号及び第二項の項の次に次のように 四 を 「から第四条の五 に、「同号」を「次五まで」に改め、 「次号」に、「減額した額」 頭の表第四 条の三第

官

第四 第第 四 項条 [条の四: 条の四第 の四 第 第 項第 項 項 第 一号及び 异 の第 の第 の第 た額 成定する減額し 第十 第十 第十 一二 項条 の 一 項条 の 項条 00 れた法第七十二 れた法第七十二附則第九条第 額に限る。次号にお規定する減額した額 れた法第七十 二条の三の二に一項の規定に 一条の三の二の一項の規定に 一 条項 不の三の二になの規定に いて同じ。) 一よ 第よ 第よ 9一項6り読み替えら 一り項読 項読 の替えら み替えら

四号イ(2) の頃 (2) の頃 改四の第四 附則第二十条第 一項中 項 を 「附則第二十条第

> 二号」を加え、同条に次の一項を加える。に係る会計と」に改め、同条第三項第二日 「係る会計と」に改め、同条第三項第二号ロ中「第二十一条」の下に附則第二十一条第二項中「会計と」を「会計及び第二十一条の二第1 二項に規定する財政調整事 第二十一 条の一 二第三項

第

項第

4

- 第三条 同条に次の 項

を加える。

- 減額は、被保険者均等割額(納税義務者の世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三法第七百三条の五第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 者均等割額)に限る。次号において同じ。)について行うこと。 基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保 十一日以前である国民健康保険の被保険者につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する 険
- 険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民 一健康保険税に係る被保
- 条の五第一項」に改める。第九号、第十八条の七の一 ||則第十八条の五第二十二項第三号及び第二十 第十八条の七の二第十五項第三号並びに第十八条の八中 ・四項第三号、第十八条の六第三十 「第七百三条の五」 を 項第三号及び 「第七百三

部を改正する法律

第三条第二項中「、第三十一条」の下に「から第三十五条まで、施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号) 公的年金制度の健全性及び信頼性の 一条の三の 項の次に次のように加える。 確保のための厚生年金保険法等の 第三十六条」を加え、 の 部を次のように改正する。 同項の 表

三十四

[条第 項 係る免除保険料額 平成二十五年改正法附則第五条第一項 の規定によりなおその効力を保険がある 「一準用する場合を含む。」の規定の適用を 受けている

	5	令	和3年	<b>9月10日</b> 金曜日 官 報	第573号		
			同				
		第三十六条	項の次に次のように第三条第二項の表第		第三十四条第二項		
	前条第二項	法	ように加える。	る。	で得た額を免除されている 八条第四項に規定する割合を乗 八条第四項に規定する割合を乗 八条第四項には決第百三十 八条第四項には決第百四十条第 第八項若しくは法第百四十条第 第八項若しくは法第百四十条第	法第百三十八条第四項	法第百二十九条第二項
	第三十五条第二項	のとされた改正前厚生年金保険法の規定によりなおその効力を有するも平成二十五年改正法附則第五条第一項	の項中「から第三十六条の二まで]を削り、	一 す応じ、次の各号に関呼の則相こ額入該が規体適八時である。 ことができるのを第もの規と対五す号係係に員以育をとは百一とに指するが、次の各方の規定等をでは一とに指する。 ことができるの規二十十年の一方の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	平成二十五年改正法附則第五条第一項 平成二十五年改正法附則第五条第一項 平成二十五年改正法院則第五領 受けている	三十八条第四項のとされた改正前厚生年金保険法第百のとされた改正前厚生年金保険法第百の規定によりなおその効力を有するも平成二十五年改正法附則第五条第一項	二十九条第二項のとされた改正前厚生年金保険法第百のとされた改正前厚生年金保険法第百の規定によりなおその効力を有するもの規定に十五年改正法附則第五条第一項平成二十五年改正法附則第五条第一項
第三十六条の二 法 第三十六条の二 法 第三十六条の二 第六条 次							

九項を前産後休業」と、八項中「育児休業等」と 八項及び第九項 同項 のとされた改正前厚生年金保険法の規定によりなおその効力を有するも平成二十五年改正法附則第五条第一項 同条第九項

法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部改正)

「第三項」を「第五項」に改める。

:令(平成十九年政令第百二十四号)附則第十五条第二項 - 金法施行令(昭和三十一年政令第百七号)第一条の五第八号

第九項」に改める。 一条第三項」を「第百十一条第五項」に改め、同条第二号中 十二年政令第百八号)の一部を次のように改正する。

第八

i改正に伴う経過措置) 同年十月一日から施行する。 日から施行する。ただし、第四条、 第六条及び第七条の規定は同年

-和四年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令)国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項(第六号及び第七号に

険料については、なお従前の例による。 総務大臣

財務大臣

内閣総理大臣 田 麻 武村 生 田 菅